

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市の中心市街地においてオフィス立地を促進し、経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、まちなかにおいて新たにオフィスを設置する事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）及びこの要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき市が作成した立地適正化計画において設定した同条第 2 項第 3 号の都市機能誘導区域のまちなかとして設定する区域をいう。
- (2) オフィス等 購入又は賃借により設置する、次のいずれかに該当する事業所をいう。
 - ア 本社機能等（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づいた事業）の業務を行う事業所
 - イ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類 G 情報通信業に掲げる事業を行う事業所
 - ウ 日本標準産業分類大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業に掲げる事業を行う事業所
 - エ 日本標準産業分類中分類 91 職業紹介・労働者派遣業に掲げる事業を行う事業所
 - オ その他市長が必要と認めた事業に供する事業所
- (3) 従業員 事業者直接雇用されている雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者であって、当該オフィス等に専ら週 30 時間以上従事するものをいう。
- (4) 中小企業者 第 7 条に規定する承認申請書の提出日において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項 1 号から 5 号に掲げる者に該当する事業者をいう。
- (5) 新設等の契約日 新たに設置するオフィス等の立地に供する建物の取得又は賃貸借に係る契約の日をいう。
- (6) 事業開始日 中小企業者が新たに設置したオフィス等において、第 7 条第 2 項に規定する承

認した事業計画を完了し、事業を開始した日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、まちなかにおいてオフィス等を新たに設置し、次の各号のいずれにも該当しない中小企業者であること。

- (1) 役員等（個人にあつてはその者を、法人にあつてはその役員又はその支店若しくは事業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であると認められるもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 前2号に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるもの
- (4) 専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うと認められるもの及び当該営業を営む者と認められるもの
- (5) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業を営むと認められるもの
- (6) 市税に滞納が認められるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、オフィス等の設置に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）であつて、次に掲げるもののうち市長が必要と認めたものとする。

- (1) 建物の購入及び改装に関する費用
 - (2) 内装工事費用
 - (3) 建物付属設備の設置費用
- 2 オフィス等の設置に要する経費は、直系血族間又は自己が役員となっている法人との間の取引、親会社、子会社、関連会社間の取引その他これらに準ずる取引に係る費用は、原則として含まないものとする。
- 3 補助金の対象となる建物付属設備の設置費用は、先端設備等導入計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）又は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する

先端設備等導入計画をいう。)に係る固定資産税の特例割合の適用を受けていない、又は受ける予定のないものとする。

(補助金の額)

第5条 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	額
建物を新築又は購入の場合	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。
建物を賃借し改修する場合	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、250万円を限度とする。

2 同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、前項で算出した額から当該補助金等の額を控除して得た額を補助金の額とする。

(補助金の交付の要件)

第6条 補助金の交付の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) まちなかにオフィス等を設置していない中小企業者であること。
- (2) 新設等の契約日から起算して2年以内に事業を開始すること。
- (3) 市内の事業所に勤務する従業員の総計が、オフィス等の事業開始日の属する月の月末において、オフィス等の新設等の契約日の属する月の末日と比較して1人以上増えていること。
- (4) 事業開始日以降において、設置したオフィス等に従業員を1名以上配置していること。
- (5) 補助対象経費が100万円以上であること
- (6) 新たに設置するオフィス等が富士市企業立地促進条例（平成30年富士市条例第25号）による指定の対象又は富士市ものづくり力向上事業補助金交付要綱（平成30年富士市告示第57号）による事業計画の承認の対象でないこと。

(事業計画の承認等)

第7条 オフィス立地促進事業計画の承認を受けようとする事業者は、オフィス等の整備の着手日の前日までに富士市オフィス立地促進事業費事業計画承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 法人に係る登記事項証明書及び印鑑登録証明書

- (4) 定款又は規約
 - (5) 市税の完納を証する書類（本市で市税の納税義務が生じていない場合は、市税が生じている市町村の完納証明書）
 - (6) 雇用保険被保険者台帳の写し
 - (7) オフィス等の整備に係る契約書又はこれに類する書類の写し
 - (8) オフィス等の整備に係る図面（位置図、配置図、設計図等）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により事業計画承認申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該事業計画を承認し、富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画承認通知（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、事業計画を承認するに当たっては、条件を付することができる。
（事業計画の承認の取消し）

第8条 市長は、事業計画の承認を受けた事業者（以下「承認事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業計画の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認を受けた事業を事業開始後5年間以内に休止し、又は廃止したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により事業計画の承認を受けたとき。
 - (3) 前条第3項の条件に違反したとき。
 - (4) 市税を滞納したとき。
 - (5) 法令又は条例の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業計画の承認を取り消したときは、富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、既に交付した富士市オフィス立地促進事業費補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 市長は、前項の規定による補助金の返還をさせるときは、富士市オフィス立地促進事業費補助金返還請求書（第6号様式）により返還を請求するものとする。
（事業計画の変更）

第9条 承認事業者は、事業計画に変更が生じたときは、富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画変更承認申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第3号様式）

(2) 第7条第1項各号に掲げる書類で変更があったもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更を承認したときは、富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画変更承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（事業開始届の提出）

第10条 承認事業者は、事業開始した日から起算して30日を経過した日までに事業開始届（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業者概要調書（第2号様式）

(2) 事業実施書（第3号様式）

(3) 新事業所の家屋に係る登記事項証明書（家屋を取得した場合に限る。）

(4) 雇用保険被保険者台帳の写し

(5) オフィス等の整備に係る支払を証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の申請）

第11条 承認事業者は、富士市オフィス立地促進事業費補助金の交付を受けようとするときは、富士市オフィス立地促進事業費補助金交付申請書（第10号様式）に当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税の完納を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、富士市オフィス立地促進事業費補助金交付決定通知書（第11号様式）により承認事業者に通知するものとする。

（承認事業者の地位の承継）

第13条 承認事業者から相続、合併、分割、営業譲渡等により事業を承継したものは、当該事業が継続される場合に限り、その地位を承継することができる。この場合においては、当該承継のあった日から30日以内に、事業承継届（第12号様式）に地位の承継を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承継を承認したときは、承継事業者に対して、地位承継承認通知書（第13号様式）により通知するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効の際、現に承認事業者である者に対する補助金の交付については、この要領は、なおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画承認申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、）
 その主たる事務所の所在地
 申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、）[㊤]
 その名称及び代表者の氏名
 電話番号

富士市オフィス立地促進事業の事業計画の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

オフィス等の設置予定地		
オフィス等で実施する 事業の業種		
種 別	新 築 ・ 購 入 ・ 賃 借	
オフィス等の 整備に要する費用	面 積 (㎡)	金 額 (円)
オフィス等に常時勤務する 予定従業員者数	人	
新設等の契約日	年 月 日	
工事等完了予定日	年 月 日	
事業開始予定日	年 月 日	

事業者概要調書

1 事業者の名称

2 事業者の本社の所在地

電話番号

3 事業者の沿革

4 事業所等の所在地

5 全従業員数 人

6 業 種

主要製品

1	
2	
3	

主要取引先

1	
2	
3	

7 直近3期の業績

貸借対照表

(単位:百万円)

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			
合 計				合 計			

損益計算書

(単位:百万円) 財務指標

(単位:百万円)

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
売上高				流動比率			
売上原価				固定比率			
販売費及び一般管理費				自己資本比率			
内研究開発費				売上高営業利益率			
営業利益				売上高経常利益率			
営業外利益				有利子負債率			
営業外費用							
経常利益							
特別利益							
特別損失							
税引前当期利益							
税引後当期利益							

8 施設の状況

	本 社					
土地 (㎡)						
建物 (㎡)	工場					
	研究所					
	事務所					
	その他					
	計					
所有状況						

第3号様式（第7条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実施書）

1 オフィス等の名称

2 オフィス等の予定（所在）地

3 計画概要

4 設置（予定）日

新 設 等 の 契 約 日	年 月 日
着 手 （ 予 定 ） 日	年 月 日
完 了 （ 予 定 ） 日	年 月 日
事 業 開 始 （ 予 定 ） 日	年 月 日

※賃借の場合は、「着手」は引渡しを、「完了」は準備完了をいう。

5 雇用配置計画（実績）

		正規従業員		
			うち、障害者	
当該 オフィス等	市 内 居 住 者	人	人	
	市 外 か ら の 転 入 者	人	人	
	市 外 居 住 者	人	人	
	計	人	人	
市内事業所全従業員		計	人	人

6 投資計画（実績）

		金額
土	地 m ²	円
建	物 m ²	円
改 修	(内容)	円
	計	円
合 計		円

7 資金調達計画（実績）

		金額	摘 要
自 己 資 金		円	
借 入 金		円	
		円	
計		円	
補 助 金 等 (本補助金以外)		円	
合 計		円	

第4号様式（第7条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画承認通知

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けの申請があった、富士市オフィス立地促進事業の整備計画に承認したの
で通知します。

承認番号	
指定年月日	年 月 日
オフィス等の所在地	
承認事業者名	
オフィス等で実施する事業の業種	
種 別	新 築 ・ 購 入 ・ 賃 借
承認の条件	

第5号様式（第8条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

次の理由により富士市オフィス立地促進事業の事業計画の承認を取り消したので通知します。

承認番号	
取消しの理由	

富士市オフィス立地促進事業費補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付け 第 号で承認を取り消した補助金について、富士市オフィス立地促進事業費交付要領第8条第4項に基づき、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還を命ずる額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

- ※1 指定の納入通知書により納付すること。
- ※2 指定の納入通知書に記載された納期限までに納付すること。納期限を過ぎた場合は、遅延損害金を請求します。

第7号様式（第9条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、）
（その主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、）
（その名称及び代表者の氏名）[㊞]
電話番号

年 月 日付け第 号により承認を受けた富士市オフィス立地促進事業の計画について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

承認番号	
変更の理由	
変更の内容	

第8号様式（第9条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けの富士市オフィス立地促進事業の変更申請について、次のとおり承認したので通知します。

承認番号	
承認内容	
その他	

第9号様式（第10条関係）

事業開始届

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）
届出者 氏 名（法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）[㊤]
電話番号

年 月 日付け第 号により承認を受けた富士市オフィス立地促進事業の事業
計画が完了し、事業を開始したので、関係書類を添えて届け出ます。

承認番号		
オフィス等の所在地		
オフィス等で実施する 事業の業種		
種 別	新 築 ・ 購 入 ・ 賃 借	
オフィス等の 整備に要した費用	面 積 (㎡)	金 額 (円)
オフィス等に常時勤務する 従 業 員 の 人 数	人	
整 備 着 手 日	年 月 日	
整 備 完 了 日	年 月 日	
事 業 開 始 日	年 月 日	

第10号様式（第11条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）[㊞]
電話番号

富士市オフィス立地促進事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

承 認 番 号	
交 付 申 請 額	円
備 考	

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

富士市オフィス立地促進事業費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付けで申請のあったオフィス立地促進事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

承認番号	
交付決定額	円
備考	

事業承継届

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）
届出者 氏 名（法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）[㊟]
電話番号

承認事業者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

承認番号	
被承継者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
承継者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
承継の年月日	年 月 日
承継の理由	

地位承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付けで事業承継申請のあった富士市オフィス立地促進事業費補助金の事業差
の地位について、次のとおり承継したので通知します。

承認番号	
承継者	
事務所の所在地	
その他	